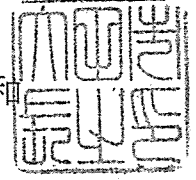


公 示 送 達 書

令和4年3月28日

下記の書類は、大田市役所 税務課に保管してありますので、出所のうえ受領して下さい。

大田市長 楫野弘和



送達を受けるべき者の住所氏名	1	広島県広島市安佐北区亀山3丁目8番10号	株式会社 マノワール・トレゾア
	2	大田市五十猛町2649番地5	安藤 正樹
	3	大田市仁摩町馬路1207番地2	渡邊 道治
	4	大田市久手町刺鹿1238番地フォレストコートシオンB201	PALMA OSAWA JUNIOR HELIO
	5	大田市大田町大田イ240番地3レオパレス大田208	樋口 幸広
	6	大分県大分市向原西1丁目6番1号 西部ビル206	中田 晴剛
	7	広島県広島市佐伯区五日市1丁目10番15-102号	手島 清則
	8	島根県松江市学園2丁目20番5号アヴニールA102	佐藤 雄蔵 外
	9	ブラジル	井田 ヤスコ
	10	ブラジル	滝口 トヨシ
	11	ブラジル	TAKIGUCHI ALICE BUENO MONTEIRO
	12	アメリカ合衆国	前田 幸夫
送達の種類の名称	令和2年度 督促状 (令和2年6月18日、令和2年7月22日、令和2年8月21日、令和2年9月18日、令和2年11月20日、令和3年1月22日、令和3年2月19日)		

※ 注 意

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。